

別表第2（第3条関係）

県外等派遣費補助金額表

補助対象者	補助基準額	補助対象経費
<p>児童生徒等</p>	<p>次の派遣される大会の開催地に応じた一人当たりの額に補助対象経費の要件による人員を乗じた額</p> <p>北海道 50,000 円</p> <p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 45,000 円</p> <p>東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県 40,000 円</p> <p>大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県 35,000 円</p> <p>国外 50,000 円 県内離島 10,000 円</p> <p>※ 補助対象経費の要件による期間が3日を超えた場合は、一人1日につき、5,000 円を加算する。</p>	<p>次の要件により算出した額 <math>((1) \times (2))</math> (100 円未満切り捨て)</p> <p>(1) 支出費目 次に掲げる経費の合計額とする。                      ア 航空賃又は船賃及び交通費 派遣事業に係る派遣先までの往復費用                      イ 宿泊費 派遣される大会の開会式当日から競技等終了の日までの期間の宿泊費。ただし、大会の日程により前泊が必要とされる場合又は天災その他やむを得ない事情があると教育長が認める場合は、その認める期間分</p> <p>(2) 人員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人員とする。                      ア 団体の場合 大会要項等により登録された又は派遣に要する人員として教育長が適切と認めた人員（選手、監督、コーチ、マネージャー又はこれらに類するもの）。ただし、50 人を限度とする。                      イ 個人の場合 1 人</p>
<p>その他の町民</p>	<p>次の派遣される大会の開催地に応じた一人当たりの額に補助対象経費の要件による人員を乗じた額</p> <p>国内 10,000 円 国外 50,000 円</p>	